

平成 26 年 4 月 17 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530093

研究課題名(和文) 会社規整における会社債権者間の利害調整

研究課題名(英文) adjustment of interests among creditors in corporation law

研究代表者

今井 克典 (imai, katsunori)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30283055

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：会社法における会社債権者間の利害調整について、社債権者を採り上げて考察した。社債権者と社債発行会社に貸付債権を有する社債発行会社との関係は、社債管理者の誠実義務を通じて調整されるものではなく、誠実義務は、社債の管理に限定され、貸付債権の回収には及ばない。また、社債発行会社の支払能力に不安が生じた場合の社債権者間の関係は、社債権者集会の制度によって調整されることがあるが、その調整は、社債の元金・利息の減免にまでは及ばない。

研究成果の概要(英文)： This research deals with adjustment of interests among corporate creditors, and takes up bondholders as corporate creditors. Fiduciary duty of banks administering bonds does not adjust interests between bondholders and banks administering bonds. Bondholders' meeting generally adjusts interest s among bondholders, but may not remit principal or interest of bonds.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：社債 社債管理者

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、会社法においては、取締役と株主との間の関係、株主と会社債権者との間の関係、という関係での利害調整が問題とされることが多かった。そのため、会社債権者間の利害調整という観点からの会社法の研究は、必ずしも多いとはいえない。

しかし、会社債権者間の利害調整が必要な場面がないわけではない。債権者の態様には、金額の多少、債権管理能力の有無等の相違がある。

(2) 会社法においては、会社債権者に関心が払われている。会社法における会社債権者についての規整は、主に、会社債権者の保護、会社管理等の側面から捉えられてきた。関心が向けられていたのは、会社組織再編における会社債権者の保護、契約による会社管理等である。

しかし、多様な債権者の存在を前提とすれば、会社法においては、会社債権者間の利害調整に、とくに会社規整を通じた会社債権者間の利害調整が図られようとしている、あるいはそのような調整を見出されるのではないかと思われる。

2. 研究の目的

多額の債権を有する会社債権者と少額の債権を有する会社債権者をはじめ、会社債権者には、さまざま態様の会社債権者がいる。会社法における、さまざまな態様の会社債権者の利害調整の方法を考察する。

会社法における会社の規整の態様、機能、問題等を法的に分析し、会社規整を通じた会社債権者間の利害調整について、会社法における会社債権者間の利害調整の法的構造等を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 会社法における債権者とこれにかかる規整を抽出し、これらについて考察する。会社法における債権者の区分、債権者の区分に応じた規整、規整の趣旨を探る。

(2) 各債権者と各規整との間の対応関係についての機能や妥当性について、考察する。

(3) 会社法において問題とされる会社債権者間の利害調整について、検討する。会社債権者間の利害調整が必要とされる場面を抽出し、過去の事例があればそれを考慮に入れる。また、その利害対立の本質を探り、会社法の規整における会社債権者の区分の意義について、考察する。

4. 研究成果

(1) 会社法においては、さまざま会社債権者を扱う規整が存在する。一般債権者(たと

えば、会社法 449 条 1 項)のほか、新株予約権者(会社法 236 条以下・2 条 21 号参照)、会社取引をする取締役(会社法 356 条 1 項 2 号)、不法行為債権者(会社法 789 条 3 項・810 条 3 項)等である。

本研究においては、会社法が、直接にまたは明示的に会社債権者間の利害調整をする規整をおくことから、以下のように考察の対象を設定することが妥当であると考えた。まず、考察の対象の会社債権者としては、社債権者(会社法 676 条以下・2 条 23 号参照)を採り上げる。

その上で、第 1 に、社債権者と会社に対する貸付債権を有する社債管理者との間、また、第 2 に、社債権者間、および、社債権者とそのほかの会社債権者との間の利害調整を、考察の対象とする。第 1 の利害調整のためには、たとえば、社債管理者の責任にかんする規定(会社法 710 条 2 項)があり、また、第 2 の利害調整のためには、社債権者集会の制度(会社法 715 条以下)が存在する。

(2) 第 1 の利害調整についての考察は、社債権者と社債管理者との間の会社に対する債権の回収の優先順位を扱う。後者は、債権の管理の能力を有する主体であり、前者は、一般に債権の管理の能力に乏しい主体である。

従来、誠実義務を介して債権回収の妥当な優先順位を確保しようとしていた。しかし、本研究においては、優先順位と誠実義務とは、別の問題として取り扱われるのが適切であるとの結論に至った。

(3) 会社に対する貸付債権を有する社債管理者が自己の貸付債権を回収し、社債権者に損害が生じた場合には、社債管理者は、社債権者に対して責任を負うとされている(会社法 710 条 2 項 1 号)。そのような社債管理者の責任の内容については、古くから争いがある。これにかかる見解には、大別すると、倒産法における否認との関連性を見出す見解、誠実義務違反に基づく損害賠償義務に根拠を求め見解、受領した弁済金の分配義務に根拠を求め見解がある。

少なくとも、近年改正がなされた倒産法を前提にすると、倒産法における否認と会社法における社債管理者の責任との間に関連性を見出すことは難しい。

社債管理者の損害賠償責任の根拠を、受領した弁済金の分配義務に求める見解においては、弁済金の分配義務の存否および分配義務の不履行の存否が社債権者の損害の存否となる。そのため、この見解に基づいて、後述(4参照)のような社債管理者が誠実義務に違反しないことを理由に責任を負わない旨の規定によって、責任を負わない場合を想定するのは難しい。

(4) 本研究で注目したのは、社債管理者

が責任を負わない場合である。社債管理者は、誠実にすべき社債の管理を怠らなかつたこと、または、損害が弁済を受ける行為によって生じたものではないことを証明したときは、損害賠償責任を負わないと規定されている（会社法 710 条 2 項ただし書き）。

そこで、社債管理者の責任の根拠を損害賠償義務に求める見解を基礎としつつ、以下のように解するのが適切である。社債管理者が負う誠実義務は、社債管理についての誠実義務である。社債管理者は、社債発行会社でもある貸付の相手方の支払能力の危機的状況に対応するために、自己の貸付債権の弁済を受けるのであれば、社債管理として、その権限を行使しうる限りで一定の対応をする義務があると考えられる。社債管理者は、社債発行会社の社債の償還・利息の支払の懈怠もしくは支払停止を知り、または、3 箇月以内にこれが生じることを予測しながら、一方で、債権者として、自己の貸付債権の弁済を受けて貸付債権の回収を図るのであれば、他方で、社債管理者として、誠実義務（会社法 704 条 1 項）に基づいて、社債権者のために社債権の弁済を受けること等の具体的な義務を負う。社債管理者は、社債権の弁済を受けること等によって社債の回収を図ることができなければ、誠実義務の違反により、回収不能となった社債権の額について責任を負う。

したがって、社債管理者が自己の貸付債権の弁済を受ける行為それ自体は、社債管理についての誠実義務に違反するわけではない。社債管理者が貸付債権の弁済を受ける行為と、誠実にすべき社債管理とは、別個に考えるのが適切である。

(5) 社債管理者の善管注意義務（会社法 704 条 2 項）と誠実義務との関係について議論がある。(4)のように解するのであれば、社債発行会社に社債の償還・利息の支払の懈怠もしくは支払停止があった後またはその前 3 箇月以内に、社債管理者が貸付債権の弁済を受ける場合に、誠実義務が問題とされることになる。

(6) (4)のように解する場合の具体的な問題の処理は、以下のようなものである。社債管理者が社債発行会社から約定の弁済期に貸付債権の弁済を受ける行為が、社債管理者の責任（会社法 710 条 2 項 1 号）の対象となるか否かという問題については、当該行為それ自体は、社債管理にかかる行為ではないから、責任の対象には含まれない。

社債発行会社が、社債管理者との間の貸付契約における期限の利益喪失の事由により借入債務について期限の利益を喪失した場合であって、社債契約または社債管理委託契約において社債管理者の請求による期限の利益喪失の事由が存在するときに、社債管理者が、社債について、請求により期限の利益を喪失させないのは、誠実義務に違反すると

考えられる。

社債管理者の約定辞任（会社法 711 条 2 項）が、社債発行会社に社債の償還・利息の支払の懈怠もしくは支払停止があった後またはその前 3 箇月以内であれば、社債管理者は、辞任前と同様の社債管理者の責任を負う（会社法 712 条）。社債管理者は、約定辞任の前後において、貸付債権の回収の制約を受けていない。社債管理者は、辞任後には、社債管理についての義務から解放されるが、しかし、辞任前の責任からは解放されず、辞任前に誠実にすべき社債の管理を怠っていないことを証明できない場合には、辞任後であっても、社債管理者の責任を負う。

(7) 第 2 の利害調整についての考察は、直接には、社債権者間の利害調整を取り扱う。しかし、会社法においては、社債権者と社債権者以外の会社債権者との間の利害調整は、図られていないことが考慮されることになる。

意見の異なる各社債権者に同一の行為をとらせる方法として社債権者集会の制度がある。社債権者集会の決議によって変更が可能な社債権の内容については、会社法の規定では必ずしも明らかではない。近年では、社債権者集会の決議によって、社債の元金・利息の減免が可能であるとの見解が多い。しかし、本研究においては、社債の元金・利息の減免は、社債権者集会の決議によって行うのになじまない事項であるとの結論に至った。

(8) 社債の元金・利息の減免が問題となるのは、会社の財務状況が悪化し、会社が倒産へと向かうのを回避してその再建を模索する場面である。

会社の支払能力が維持されている場合には、会社債権者は、会社との間でも、ほかの会社債権者との間でも、自己の債権の管理にかかわって問題は生じない。しかし、会社の財務状況が悪化し、会社の支払能力に不安が生じる場合には、会社債権者は、自己の債権の回収のために会社の経営等への関心を示す可能性が高くなる。そのため、各会社債権者の間では、会社の倒産による即時の債権回収か、倒産による債権回収額よりも多額の債権回収額を期待して会社の再建の可能性の模索かという選択について、意見の対立が生じうる。また、会社の再建に向けては、財務状況の改善のために、債権の減免の当否で、また、減免をするのであれば減免の額で各会社債権者の対立が生じうる。

社債権者については、多数存在することが多い。会社の再建を選択する場合には、各社債権者に対して、会社の再建に向けた同一の行動をとることを期待するのは難しい。そのため、会社法においては、社債権者集会の制度（会社法 715 条以下）が用意されている。社債権者集会の制度は、社債権者集会の決議によって、異なる意見の社債権者の社債権も

含めて、社債権について一定の管理・処分を可能にする。そこで、社債の元金・利息の減免は、社債権者集会の決議事項として明定されていない(会社法 716 条。また、会社法 724 条 2 項 1 号・706 条 1 項 1 号参照)ため、これが社債権者集会の決議によって可能か否かが問題とされる。

(9) 会社法の文言に基づいた解釈によれば、社債の元金・利息の減免が可能であるか否かは、社債権者集会の決議事項とされる社債権者の利害に関する事項に、社債の元金・利息の減免が含まれるか否かに従う。

社債権者集会の沿革によれば、当初は、少数の社債権者の不測の損失を避けるため、決議事項は制限的に解されていた。会社法前には、社債権者集会の決議事項には、社債権者の利害に重大な関係を有する事項があった。決議事項を制限的に解していたことから、社債権者の利害に重大な関係を有する事項には、社債の元金・利息の減免は、含まれないと解されるのが妥当である。

会社法においては、社債権者集会の決議事項は、社債権者の利害に重大な関係を有する事項から、社債権者の利害に関する事項へと拡大された。しかし、社債の元金・利息の減免は、社債権者の利害に重大な関係を有しない事項ではないから、会社法における決議事項の拡大の対象には含まれない。

(10) かりに、社債の元金・利息の減免が、会社法前には、社債権者の利害に係る重大な事項として、また、会社法においては、社債権者の利害に関する事項として、社債権者集会の決議事項であるとする、会社法において決議要件が軽減されることになるが、そのような結論は、適切ではない。

会社法前においては、社債権者の利害に係る重大な事項の決議には、特別決議が必要であった。一方、会社法においては、社債権者の利害に関する事項の決議には、普通決議で足りる。社債の元金・利息の減免の要件が軽減される理由は、明らかではない。

会社法それ自体においても、社債の支払の猶予(会社法 706 条 1 項 1 号)には、社債権者集会の特別決議が必要である(会社法 724 条 2 項 1 号)のに、社債の元金・利息の減免は普通決議で足りる(会社法 724 条)というのは、両者の社債権者の利害に与える影響からみて、妥当ではない。

(11) これに対して、社債権者集会の決議による社債の元金・利息の減免を認める見解は、社債の元金・利息の減免が、社債発行会社の事業再生をもたらす、事業再生を通じて、結局は、倒産の場合よりも社債権について多額の回収をもたらす、社債権者の利益となることもあることを強調する。

しかし、社債発行会社の事業再生は、必ず実現されるわけではない。事業再生が確実に

なければ、社債権者に利益がもたらされることも確実ではない。そのような状況において、社債の元金・利息の減免が、社債権者の利益の最大化を図る合理的な選択であるとして、反対する少数の社債権者を社債権者集会の決議によって拘束することが不当ではないとはいえないだろう。

社債の元金・利息の減免の後に、社債発行会社の事業再生がなされず、社債発行会社が倒産手続に入ると、社債権者は、減免された額に基づいて倒産手続に参加することになる。事業再生ではなく、倒産を選択したい社債権者に、そのような危険を負担させることが、不当でないとはいえないだろう。

(12) 社債権者集会は、社債権者間の利害調整を目的とする。会社の事業再生は、社債権者だけではなく、そのほかの会社債権者の利害もかわる。会社の事業再生に果たす社債権者集会の役割は限定的である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

今井克典「社債権の内容に関する社債権者集会の決議事項」名古屋大学法政論集、査読無、251号、2013年、1-42頁

今井克典「社債管理者による債権回収(1)(2・完)」名古屋大学法政論集、査読無、242号、2011年、111-143頁、246号、2012年、159-194頁

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 克典 (IMAI, katsunori)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30283055

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：